



事務連絡

平成19年 7月25日

公益法人事務担当者 殿

厚生労働省医政局総務課

「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日
公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）等
の適用に当たっての留意点について

「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）及び「公益法人会計基準の運用指針について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）を踏まえ、新たな公益法人会計基準（以下「新会計基準」という。）が平成18年4月1日から実施されております。

これを受け、今般、「「公益法人会計基準の改正等について」（平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）等の適用に当たっての留意点について」（平成18年3月24日総官管第51号総務省大臣官房管理室長通知）により、新たな公益法人会計基準における指定正味財産と基本財産・特定資産の関係等について示されております。

については、上記通知の趣旨をご理解いただき、貴法人におかれましては、新会計基準の実施による指定正味財産と基本財産・特定資産の関係等の取扱いについて、当該通知において定められた事項を遺憾なく実施されますよう、よろしくお願い申し上げます。

